

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|---|--|
| 教育委員会事務局 (教育総務課) | (1) 滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画) [全国学力・学習状況調査の数値目標] (意見) 文部科学省が行う全国学力・学習状況調査の平均正答率に関しては基本構想実施計画の数値目標に位置付けられているが、数値目標に基づく施策を各市町教育委員会と共有し、連携を密にし、学校現場の状況把握をより強化されたい。 | 基本構想実施計画における全国学力・学習状況等調査の平均正答率の目標に関しては、市町担当者を参集して調査結果の分析や指導改善のあり方について協議し、連携している。さらに、県教育委員会の指導主事が小中学校を訪問指導したりするなど、緊密な連携を図っている。 今後も各市町教育委員会との連携の充実を図りながら、学校現場の状況把握に努めてまいる。 |
| | (2) 滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画) [目標と実績が乖離した理由の記載] (意見) 教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)の目標項目「教員が授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合」について、「令和3年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および「第3期滋賀県教育振興基本計画の進行管理」に関する報告書(令和2年度実績)」において、令和元年度に文部科学省の調査項目が見直されたため、令和元年度以降の数値が低下し目標値からも乖離したとの記載はなかった。 振り返りの際は適切な記載を行うことが必要であり、場合によっては目標値の変更も考えられる。目標値を据え置く場合であっても、今後の目標管理の際には改善することが望まれる。 | 教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)の目標項目「教員が授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合」について、「令和3年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および「第3期滋賀県教育振興基本計画の進行管理」に関する報告書(令和2年度実績)」において、令和元年度に文部科学省の調査内容が見直され、変更された旨を言及できていなかった。 今後の滋賀県教育委員会事務の点検・評価(滋賀県教育振興基本計画の進行管理)においては、令和元年度以降に実績の元となる調査内容に変更があったことを踏まえながら振り返りを行い、このことを報告書にも記載してまいる。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-----------------------------|--|---|
| <p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p> | <p>(3)滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画) [調査未実施の理由] (意見)</p> <p>「令和3年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および「第3期滋賀県教育振興基本計画の進行管理」に関する報告書(令和2年度実績)」の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合 ・家の人との学校の出来事に関する会話の状況(「している」の割合) ・学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり10分以上読書している者の割合 <p>の3つの目標は、令和2年度において全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルスの影響で中止され、また、休校等により混乱した学校現場を収束させることを優先した結果、独自アンケート等の代替手続も行わなかったため、調査未実施として実績が集計されていなかった。</p> <p>しかし、報告書において上記のような学校現場を優先した旨の理由は記載されていなかった。</p> <p>代替手続をしなかった理由については総括等に記載を行うことで、調査未実施の理由について読み手に適切な理解を促すことが望まれる。</p> | <p>「令和3年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および「第3期滋賀県教育振興基本計画の進行管理」に関する報告書(令和2年度実績)」においては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度において全国学力・学習状況調査が中止された旨は記載していたが、代替調査等を実施しなかった理由については記載できていなかった。</p> <p>今後、同様の事態が生じた場合は、数値実績が把握できなかった理由についての詳細の説明を報告書に記載してまいる。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-----------------------------|--|--|
| <p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p> | <p>(4)滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画) 〔特別支援学校に関する数値目標の分解〕 (意見)</p> <p>滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)の数値目標⑫として掲げる「特別支援学校高等部卒業生の就職率」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職希望率(=就職希望者÷卒業生数) ・就職実現率(=就職者÷就職希望者) <p>の2つの要素に分解できるが、「令和3年度「滋賀県教育委員会事務局の点検・評価」および「第3期滋賀県教育振興基本計画の進行管理」に関する報告書(令和2年度実績)」において、就職実現率については言及されているものの、就職希望率については言及がなかった。</p> <p>振り返りにおいては就職率を構成する要素ごとに分析し、対応策を検討されたい。</p> | <p>今後の滋賀県教育委員会事務局の点検・評価(滋賀県教育振興基本計画の進行管理)においては、特別支援学校高等部卒業生に関する就職希望状況も加味して振り返りを行い、このことを報告書にも記載してまいる。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|-----------------------------|--|--|
| <p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p> | <p>(5)滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画) [数値目標に対する実績の集計範囲] (意見)</p> <p>滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)の数値目標②(「家庭での学習や授業をとおして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合)に対する数値実績の把握方法について、「学びの変革」発展プロジェクトのモデル校となった17校の生徒のみからアンケートを取るのでは十分ではないと考えられる。アンケート対象をすべての学校に拡大するか、必要最低限のサンプル件数だけを集計するか、またはすべての学校からのアンケート集計結果ではないことを明記する必要があると考えられる。</p> | <p>滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)の数値目標②(「家庭での学習や授業をとおして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合)に対する実績の把握について、「学びの変革」発展プロジェクトの効果測定として行うアンケート調査結果を活用していることについて記載できていなかった。</p> <p>今後の滋賀県教育委員会事務局の点検・評価(滋賀県教育振興基本計画の進行管理)においては、当該数値実績を示す際に、事業実施校を対象としたものであることを明記してまいる。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|---|--|
| 教育委員会事務局 (教育総務課) | <p>(6) 情報教育推進事業[調達方法の検討]について (意見)</p> <p>G I G Aスクール構想に基づき大量の端末の調達が行われているが、端末の調達の方針について、今後に向け、今回の検討過程について記録を残した上で、単に補助金の活用ができるものは購入、それ以外は支出平準化のためリースという判断基準で終わることなく、様々な観点を持って調達方法の検討を図っていただきたい。</p> | <p>端末の調達方針の検討過程の記録を残すとともに、今後の端末の調達については、様々な観点を持ち、経済合理性を考慮した調達に努める。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-----------------------------|--|--|
| <p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p> | <p>(7)情報教育推進事業[ICT施策を組織的、計画的に進める必要性]について(指摘事項)</p> <p>ICT施策を推進していくため、ハード面での整備を進めている一方、県の教育に関してどのようにICTを活用していくかのソフト面での計画はなく、各所管課が大まかな役割分担に沿い業務執行されている。また、組織体制として教育ICT化推進室が設置されているが、現在はハード面の対応に忙殺され、全体を俯瞰して施策を進められる状況になく、そういった権限も与えられていないのが現状である。</p> <p>また、図書に関するICT施策として、県立図書館における古文書等のデジタルアーカイブでの公開のほか、利用者サービスの向上を予定しているが、読書活動を推進するための施策としては不十分である。近年は例えば電子書籍が多く利用されており、図書に関して何らかのICTを利用した施策の検討をさらに進める必要がある。</p> <p>限りある予算の有効配分、効率的・効果的な施策の立案、実行を行うため、今後、教育委員会としてのICT活用に関する全体計画を策定したうえで、学校教育関係のICT活用に関する政策全体を俯瞰的に統括する部署を設立するなど、組織的、計画的に事業を推進していくことが必要である。</p> | <p>国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、ハード整備・環境整備を事務局各課で連携し急速に進めてきた。</p> <p>令和4年4月1日に施行された「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の理念を達成するため、「(仮称)滋賀県学校教育情報化推進計画」を策定し、基本的な方針、期間、目標、情報通信技術を活用した指導方法の普及や教職員の資質向上のための研修など学校教育の情報化の推進に関する施策を定める。</p> <p>また、高校教育課、幼小中教育課、特別支援教育課、総合教育センターに教育ICT化推進室との兼務職員を配置するなど、事務局内の連携体制を強化し、教育委員会として一体的に効率的・効果的な学校教育の情報化に関する施策を組織的かつ計画的に推進する。</p> <p>図書に関するICT施策については、令和3年度には県立高校に図書館横断検索システムを導入したところであり、市町の図書館には、既に電子図書館を導入しているところもある。今後も、市町とも連携し、ICTを活用しながら広く読書に親しめるような啓発等に取り組んでまいりたい。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|--|--|
| 教育委員会事務局 (教育総務課) | <p>(8) 情報教育推進事業[ICT機器の棚卸記録]について (意見)</p> <p>GIGA スクール構想に基づいて調達した多量の ICT機器の物品管理として、ICT支援員により、月次で棚卸と併せて動作確認を行っているが、棚卸記録が保存されておらず、異常があった場合のみ連絡されることとなっているため、記録を残し報告する仕組みとすることを検討されたい。</p> | <p>ICT機器の管理については、機器管理一覧表を作成し、適正に管理しているところであり、物品管理の精度向上に向け、棚卸の記録を行うことを検討する。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|--|--|
| 教育委員会事務局 (教育総務課) | <p>(9) 情報教育推進事業[ICT機器の管理方法]について (意見)</p> <p>ICT機器は個別に識別して管理する必要性が高いため、エクセルでの管理がなされているが、今後ICTへの対応はより重要になっていくため、現状のバックアップ措置に加え、変更履歴の明確化やマニュアルを残すなど、管理を強化しておくことが望ましい。</p> | <p>ICT機器の管理については、安全性に配慮しつつ、利便性等を踏まえ、エクセルにより管理している。今後は、更なる管理の強化に向けた手法を検討する。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|-----------------------------|---|---|
| <p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p> | <p>(10) 高等学校奨学資金貸付事業〔滞納債権の回収について〕（指摘事項）</p> <p>滞納された奨学資金貸付金の回収にあたり、現在、電話催告、文書催告、財政課債権回収特別対策室との共同管理などによる対応を行い、債権回収に努めている。しかし令和2年度現在で、滞納額は年々増加傾向にあり、改善の傾向がみられていない。催告件数に関して、令和2年度で、返還義務者数が3,131人のうち、滞納者数980人である。一方で同年度に実施した文書催告は2,295回であるところ、電話催告は671回となっており、特に電話催告の回数に関しては滞納者1人に対して年間1回未満であり、民間の水準と比べると頻度は低い。また、一番回収の実効性が高いと考えられる共同管理による引き継ぎ件数は令和2年度においてはわずか3件である。一定の対応は行っているものの、滞納率は依然高い水準で推移しており、電話催告、文書催告の頻度を増やす、共同管理に引き継ぐ基準を引き下げる、連帯保証人の資格を見直す、場合によっては外部の債権回収会社を利用するなど、滞納率を低減するためのあらゆる努力が必要である。</p> | <p>奨学資金貸付金の債権回収にあたっては、滞納額を増やさないための取り組みが重要と認識している。貸与者に対して、高校在学中から奨学資金貸与制度の趣旨や返還の必要性、口座振替での返還方法等について周知に努めている。償還が開始してからは、日々の債権管理をきめ細かく行い、滞納の回数や金額が積み重なる前に催告を実施することに努めている。</p> <p>また、共同管理による引き継ぎの基準を見直し、令和3年度には23件の引き継ぎを実施したところ。</p> <p>全庁をあげた債権回収の仕組みを活用しながら、きめ細かな日々の債権管理と粘り強い納付催告に重点を置き、引き続き取組を進めていくとともに、監査指摘を踏まえ、連帯保証人のあり方や収納方法の多様化について検討していく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|---|---|
| 教育委員会事務局 (教育総務課) | <p>(11) 高等学校奨学資金貸付事業〔債権放棄の検討について〕（意見）</p> <p>滞納債権の中には、連絡先が不明な債権も含まれているとのことである。一般的に回収可能性が低い債権は、人件費、委託費等の回収コストが債権金額よりも多額となる傾向にある。可能な限りの回収を試みても、なお回収ができないと考えられる債権については、一定の基準を設けて債権放棄を行うことについても検討されたい。</p> | <p>奨学資金の貸与は返還を前提とするものであり、返還金の債権放棄は限定的であるべきと考える。一方で、滞納者の中には連絡先が不明など、回収が困難な事例もあり、監査意見を踏まえ、回収可能性の低い債権を放棄する基準の在り方について検討していく。</p> |
| | <p>(12) 高等学校奨学資金貸付事業〔奨学金収納率向上のための債権回収方法の多様化〕（意見）</p> <p>奨学金の返済方法は、納入通知書を金融機関に持参する方法と、口座振替の2種類しかなく、債務者から実際に返済が不便である旨の苦情も来ており、返済をしない口実を与えてしまっているとのことである。県民の利便性、徴収率の向上などの観点から、さまざまな収納方法の導入について、検討することが必要である。</p> | <p>奨学資金の貸与および返還金の収納事務については、会計管理局の財務会計システムを使用しているところ。令和4年度において、公金収納の多様化のため財務会計システムの改修等を行うための予算が計上されていることから、改修内容を注視し、教育委員会として必要な対応に努める。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-----------------------------|---|--|
| <p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p> | <p>(13) 高等学校奨学資金貸付事業〔連帯保証人の制限〕（意見）</p> <p>連帯保証人の資格は滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第3条第2項において「連帯保証人は、申請者の保護者(親権を行う者または未成年後見人をいう。以下同じ。)でなければならない。」とされている。債務者の返済が滞った際には実質的に連帯保証人である保護者にも資力がない状態である可能性が高く、実質的に連帯保証人の意味がないとも考えられる。条例制定当時から、一定資力がある別生計の連帯保証人を要件とした場合、連帯保証人を確保できない生徒が発生する恐れが生じるとしているが、保護者の他に資力をもつ者を連帯保証人とする機会を拒む必要性はない。連帯保証人が実質的に機能しているのかどうかも含めて、連帯保証人を保護者に制限することの合理性について、見直しを検討すべき。</p> | <p>平成14年度の新条例施行時から、多くの方に利用しやすい制度となるよう、連帯保証人を1名とし、申請者の保護者等としているところ。しかしながら、資力のない保護者等が連帯保証人となることで、返還金の回収が困難となり、連帯保証人の機能が果たせていない事例も多いと考えており、他府県の取り扱いについても参考にしながら、滋賀県奨学資金における連帯保証人のあり方について検討していく。</p> |
| | <p>(14) 高等学校奨学資金貸付事業〔奨学金予算の算定方法〕（意見）</p> <p>毎年当初予算に比べて約7割程度しか実績が発生していない状況であり、現状の5年平均で予算を算定することに合理性があるのかを見直す必要がある。予算の有効配分のためにも、万が一予算が不足する場合は即座に柔軟な取り扱いができるようにするなどの予防策を講じた上で、予算を精緻に見積もることを検討されたい。</p> | <p>奨学金申請者数については、社会情勢等の影響もあり、正確に予測することは難しく、予算の積算根拠としては過去5年間の貸与実績を用いている。令和3年度に奨学資金貸与条例の改正を行い、新たにタブレット端末の購入資金の貸与を開始したところであり、貸与希望の動向に注視しながら、適正な予算積算となるよう努めていく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|----------------------------|---|---|
| <p>教育委員会事務局 (教職員課)</p> | <p>(15) 早期退職募集制度 [早期退職募集制度のあり方について] (指摘事項)</p> <p>早期退職制度の目的である「組織の年齢構成の適正化」の趣旨を鑑みると、恒常的に毎期実施する施策ではない。事実、多くの民間企業では期間限定として、最小限の費用となるよう実施されている。そもそも、県においては、新規採用教員の競争率・受験者数が年々低下傾向にあり、人材の確保が困難になりつつある状況であるにもかかわらず、経験豊富な教職員を早期退職させることは人材確保の面からも大きな矛盾があると言える。</p> <p>さらに、現時点の年齢構成を考慮せずに今後も早期退職募集制度を実施することにより、募集対象である経験豊富な教員が退職することで、必要な技術が若年層の教員に引き継がれず、結果として教員の指導力低下につながる恐れも拭き切れない。</p> <p>令和3年度現在において、少なくとも小学校、中学校、特別支援学校の年齢構成は制度目的を達成している。高等学校において、早期退職募集制度を継続する場合であっても目標となる年齢構成を設定し、対象職種、募集人員などを限定した上で、数年に1度程度必要がある場合のみ実施すべきである。</p> <p>あるべき年齢構成も持たないまま施策を継続することは本制度の目的を考えれば疑問であり、監査対象である令和2年度の割増金額320,355千円は経済性の観点より問題があったと言わざるを得ない。</p> <p>県の現状に合致した早期退職募集制度のあり方について、経済性も十分に考慮し、検討されたい。</p> | <p>教員に係る早期退職募集制度については、制度創設当初、高年齢層に多くの教職員がいたことから、一定の成果を挙げてきたところである。その後、退職者数が増加する中で、校種や対象年齢を絞らずに、全体の募集人数を減じることのみで運用してきたところであり、校種別・年齢別などの精緻な分析までは行っていなかった。</p> <p>今後は、本県における現在の校種別・職種別の年齢構成を十分精査するとともに、国や他の都道府県、本県における他の任命権者の実施状況等も踏まえ、当該制度のあり方について存廃も含め検討してまいりたい。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|----------------------------|--|---|
| <p>教育委員会事務局 (教職員課)</p> | <p>(16) 働き方改革[時間外労働申告書の記載様式について] (意見)</p> <p>時間外労働申告書様式の時間外在校等時間の主な業務内容については、「1.授業の準備、教材研究」「2.部活動指導」「3.校務分掌事務」「4.補習、採点、評価」「5.会議、打ち合わせ」「6.生徒指導」「7.その他」の7つの区分から1つしか選択することができないが、時間外在校等時間に行う業務が1つに限らない場合も考えられる。また、主な業務内容が選択されていないまま提出されているケースが散見された。</p> <p>業務内容によって、時間外在校等時間を削減する効果的な施策は当然異なると考えられるため、内訳を適切に入力できる様式に更新することを検討することが望まれる。また、持ち帰り時間についても、主な業務内容を上述の7つの区分から1つしか選択できない様式となっているため、内訳を適切に入力できる様式に更新することが望まれる。</p> <p>なお、教育委員会事務局は、令和4年度より出勤管理システムの導入を予定しているため、上述の内容も含めたシステムとなるような対応が望まれる。</p> | <p>令和4年4月から統合型校務支援システムを導入し、ICカード(タイムカード)を用いて在校等時間の把握を行っているところ。</p> <p>時間外在校等時間の実績がある場合には、これまで同様、主な業務内容を1つ選択することとしており、選択がない場合は管理職に提出できない仕様としている。また、持ち帰り時間については、時間数を申告することとしている。</p> <p>時間外に従事した業務内容を詳細に入力させることは、教職員に負担であるとも考えられ、教職員に対する入力事務負担を抑えるという観点から、まずは、主な業務内容を確実に入力することを徹底してまいりたい。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|----------------------------|--|--|
| <p>教育委員会事務局 (教職員課)</p> | <p>(17) 働き方改革 [校務用端末使用時間の調査の必要性について] (意見)</p> <p>管理職は校務用端末使用時間と各人から提出された時間外労働申告書の入力時間を照合および補正する必要があり、採点や部活動など校務用端末を使用しない場合などは校務用端末使用時間と実態が大きく乖離してしまうが、照合および補正を実施していなかった学校が多く見受けられた。</p> <p>調査方法について問題がないかを教育委員会事務局において協議したうえで、引き続き実施するか否かを検討すべきである。</p> | <p>在校等時間の把握については、令和4年4月から統合型校務支援システムを導入し、校務用端末使用時間と各人から提出された時間外労働申告書の入力時間を照合する手法から、ICカード(タイムカード)を用いた手法に改めたところ。</p> |
| | <p>(18) 働き方改革 [働き方改革に対する意識について] (意見)</p> <p>時間外労働申告書が正しく申告されていない、管理職による補正が不十分であるなど、正確なものであるとは言い難い状況であった。時間外労働時間を報告することへの教員の意識がこのような状況では、来年度以降に導入予定である統合型校務支援システムや出退勤管理システムを導入しても、教育委員会事務局が想定する通りの数値を把握できるとは考え難い。</p> <p>教育委員会事務局は各種システムの導入時に、教員に対する入力事務負担を抑えるように設計することはもちろんのこと、現状の時間外労働時間を正しく把握することが将来の時間外労働時間の削減に繋がるという意識を教員間で醸成できるように取組みを合わせて実施されたい。</p> | <p>令和4年4月から、統合型校務支援システムを導入し、ICカード(タイムカード)を用いた在校等時間の把握を行っている。在校等時間の把握は、法令上の義務であるだけでなく、業務量の管理や働き方改革の基礎となることから、管理職にあつては、所属教職員に対し、正確な入力を指導するとともに、在校等時間を適切に管理するよう、改めて周知徹底したところ。</p> <p>今後も、運用状況を注視しながら、教職員に対し、わかりやすい形で適正な入力を促すとともに、在校等時間を正しく把握することが働き方改革の基礎となるという意識が醸成されるよう啓発に努めてまいりたい。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|----------------------------|--|--|
| <p>教育委員会事務局 (教職員課)</p> | <p>(19) 給与支給事務〔適正な事務執行への取組について〕（意見）</p> <p>令和元年度に教職員課が実施した給与支給事務調査において、小中学校は64校対象で85件の指摘であったのに対し、県立学校は18校対象で161件の指摘であった。合計指摘件数および1校平均指摘件数でも小中学校に比べ、県立学校の方が多くの指摘事項が検出されている。この背景には、県立学校の事務職員は県庁全体の人事異動対象となっていることや、学校事務の共同実施などが存在せず各県立学校単位で完結していることで、給与等事務に関する知識・ノウハウが蓄積されにくい状況がある。</p> <p>この点、県は、滋賀県行政経営方針の中で、県立学校における事務の効率化・適正化に向け、新たな取組を実施するとしているが、予定スケジュールからは随分と遅延していると思われる。</p> <p>現時点の状況を今一度、整理して、目標である令和4年度（2022年度）から新たな取組を実施できるように見直しが望まれる。</p> <p>また、事務の効率化・適正化は、同じ現場で働く教員が実施する業務との関連も非常に重要であるため、働き方改革の一環として、現時点では教員が実施している業務でも事務で集約することで効率化できる業務について検討すべきである。</p> | <p>県立学校事務室において、事務の効率化・適正化を図るためには、チェック体制と研修の充実が不可欠である。これらを充実させる手法については「集中化」に限定せず、幅広に検討していく必要があり、現時点の状況を今一度、整理して新たな取組を実施できるように見直しを行う。</p> <p>また、検討に当たっては、教員が実施している業務でも事務で集約することで効率化できる業務についても合わせて検討する。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|----------------------------|--|--|
| <p>教育委員会事務局 (教職員課)</p> | <p>(20) 給与支給事務〔給与支給事務調査代替チェックシートの記載内容について〕（意見）</p> <p>県は、給与支給の適正な執行と給与事務等の円滑な処理に資することを目的として、県立学校に対して給与事務調査を例年現地に赴き実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実地調査で使用していたチェックシートを活用し、各学校にセルフチェックを実施してもらい、その報告を求めたところ、令和元年度の実地調査に比べ、指摘件数が大きく減少している。その要因の1つとして、配布したチェックシートの内容を正確に理解することが難しく、チェック担当者によって解釈の水準が異なったことも挙げられる。</p> <p>今後も継続してチェックシートを活用した各学校へのアンケート方式で実施する場合には、給与等事務の未経験者が配属されることもあり得る県立学校の事務職員が使用することを前提とすべきであり、給与支給の適正な執行と給与事務等の円滑な処理に資するように事務レベルの向上につながる記載内容に更新することが望ましい。</p> | <p>意見も踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今後も実地調査ではなく、チェックシートを活用し、各学校にセルフチェックを実施してもらう際には、給与等事務の未経験者でも容易にポイントを押さえてチェックできる記載内容に更新してまいりたい。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|--------------------|--|--|
| 教育委員会事務局 (教職員課) | <p>(21) 人事評価制度 [人事評価における評価区分について] (意見)</p> <p>教員の人事評価について、令和元年度の年間評価結果(教諭級)によると、5段階評価のうちS、A、Bの3つの評価の割合合計が99.6%と全体の大部分を占める結果となっており、C評価の割合は0.4%、D評価は0.0%と極端に少ない状況となっている。</p> <p>現在の評価基準により5段階の評価をするのであれば、中位評価を基準としつつ上位評価をつける教職員と下位評価をつける教職員の数を同一にするなど教員評価のメリハリをつけるとともに、教職員給与費の増大を回避することにも配慮し、教職員評価の運用方法の見直しを行われたい。</p> | <p>人事評価制度は、教職員自らが設定した目標の達成に向けてPDCAサイクルによる職務遂行に自律的に取り組むことにより、組織の目標や使命の達成、人材育成や能力開発、職場の活性化などを実現することを目的に行っているものであり、絶対評価により評価している。</p> <p>評価結果を基に相対化し、昇給等へ反映させており、反映にあたっては、「特に優秀」、「優秀」の割合について上限を設けている。国も地方自治体もほぼ同様の制度設計となっている。</p> <p>もとより、上述の目的に沿った適切な評価ができるよう評価方法等については、不断の見直しをしていく必要があると認識しており、管理職向け人事評価に係る研修内容等について見直しをしているところである。</p> |
| | <p>(22) 人事評価制度 [評価対象の区分について] (意見)</p> <p>従来の評価制度では、年齢が高いほど評価が高くなるなどの課題に対応するため、令和3年度から各年齢区分で求められる水準を設定し、評価に反映する方法をとっていることについては、年齢区分ではなく号給区分で評価に反映した方が実態を正しく反映するのではないかと本意見も踏まえ継続して改善に取り組まれることを望む。</p> | <p>令和3年度の年齢区分別評価結果から、若年層がどのような評価となったか検証し、ねらいが達成できていないようであれば、評価対象の区分を年齢区分から号給区分に変更することも含め、より適切な評価対象区分のあり方について検討していく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|----------------------------|--|---|
| <p>教育委員会事務局 (教職員課)</p> | <p>(23) 教職員健康診断等業務委託 [競争性の確保] (指摘事項)</p> <p>平成26年度以降の一般競争入札に応札したのは1者のみであり、競争性確保の点からは問題がある。 発注方法に問題がある可能性もあるため、競争性を確保し、経費削減につながる発注方法を検討すべきである。</p> | <p>令和4年度からは定期健康診断、胃検診、雇入れ時健康診断の3つに分割し、それぞれの実施時期ごとに入札を行うことで参入可能業者を広げ、競争性を確保することにより、経費節減効果を検証してまいりたい。</p> |
| | <p>(24) 教職員健康診断等業務委託 [予定価格の決定方法について] (指摘事項)</p> <p>前年度の事業者から参考見積を徴取し、契約実績を勘案して検査項目の単価を定め、予定件数を乗じて予定価格の設計金額を算定しており、落札者以外の市場単価の水準が反映されているとはいえない。 複数見積の徴取、インターネットなどを活用した市場価格の調査を行う必要があり、児童生徒向けの健康診断を所管する保健体育課とも情報を共有し、適切な予定価格を決定されたい。</p> | <p>令和4年度から保健体育課と情報を共有し、複数業者からの見積りを参考にすると、落札者以外の市場単価の水準を反映し、適切な予定価格を決定することとした。</p> |
| | <p>(25) 教職員健康診断等業務委託 [保健体育課との共同による事業実施] (意見)</p> <p>県立高校等の教職員の健康診断については教職員課で、児童生徒については保健体育課で実施されている。受託者からすると業務効率を向上できる可能性があるため、合わせて発注することについて、メリット、デメリットを整理して検討されたい。</p> | <p>今後、学校の実情等を調査することなどによりメリット、デメリットを整理し、実施の可能性について検討する。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 高校教育課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-----------------------------|---|---|
| <p>教育委員会事務局 (高校教育課)</p> | <p>(26) 学校評価事業 [学校評価の方法] (意見)</p> <p>学校評価における各学校での参考とすべき創意工夫や情報を共有し、評価の実効性を高めるとともに、評価の実態が把握しやすい公表に向けての取組が望まれる。</p> <p>また、集計においては、将来的にICTの活用も検討されたい。</p> | <p>令和3年度は、県立学校校務運営等協議会（令和4年1月13日開催 教頭・副校長出席）において、より一層実効性のある評価となるよう、重点目標等の見直しを行うとともに、評価や公表の方法等についても検討を行うよう指示した。</p> <p>令和4年度は、県立学校経営等協議会（令和4年4月14日開催 校長出席）および県立学校校務運営等協議会（令和4年4月21日開催 教頭・副校長出席）において、「重点目標や重点項目」、「評価や公表の方法」、「アンケートの質問内容」について継続的に見直しを進めるよう指示するとともに、ホームページ等での公表の際には、学校評価の結果とともにアンケート結果や課題解決の検討状況および改善方策等についても掲載し、利用者の視点に立った公表となるよう指示している。</p> <p>また、アンケートの実施においては、ICTの活用を検討するよう指示した。</p> <p>今後は、ホームページに掲載された学校評価が利用者の視点に立った公表となるよう指導するとともに、実効性を高めるため、各学校での参考とすべき創意工夫や情報の共有を図っていく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 幼小中教育課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|------------------------------|--|---|
| <p>教育委員会事務局 (幼小中教育課)</p> | <p>(27) うみのこ事業〔うみのこの長期的な観点に立った維持管理〕（意見）</p> <p>学習船「うみのこ」運航管理業務委託契約の予算は、船舶の長寿命化や、船のライフサイクルマネジメントの観点からの長期計画に基づく予算となっていないとのことであった。</p> <p>うみのこ学習は滋賀独自の体験学習として、県民の関心及び評価も高く、引き続き継続していくべき学習として認知されている。そのため、うみのこの修繕維持は、コストマネジメントにも十分に配慮した長期的な修繕計画のもとに行う必要があると考えられる。</p> <p>旧船を30余年運航してきた経験をもとに、修繕、改善に関する長期計画を立てることで、長期予算の確保を図り、修繕等の適時性を高め、長期的なコスト最適化を目指すべきである。</p> | <p>「うみのこ」を、長期間にわたって安定的に維持管理していくことは、大切なことであると考えており、これまでから、船舶安全法上の保守点検整備など、その時期やおよその必要額が見込めるものについては、計画的な予算の確保と執行に努めてきたところである。</p> <p>意見のあった、船舶の長寿命化や、船のライフサイクルマネジメントの観点からの長期的な修繕計画については、旧船の修繕実績や民間の事例等を踏まえ、計画的に対応できる維持管理項目がないか検討を行うとともに、運行管理業務の受託事業者と連携しながら、修繕等の時期を失することのないよう長期的なコストの最適化に努める。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 幼小中教育課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|------------------------------|---|---|
| <p>教育委員会事務局 (幼小中教育課)</p> | <p>(28) うみのこ事業〔再委託の場合の誓約書〕(意見)</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策学習船「うみのこ」改修整備事業について、委託先からは誓約書(暴力団排除に係る)を入手していたものの、整備事業の再委託先からは誓約書を入手していなかった。</p> <p>委託契約の中で、「再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。」とする文言を入れ、委託先に再委託先の行為に伴う責任を迫らせることとしてことから、再委託先からの誓約書は不要なものとして取り扱っていた。</p> <p>暴力団関連排除が強く求められる昨今の世情からすると、再委託先に対する誓約書による暴力団関係者ではない旨の宣誓を求める必要性は高いと考えられることから、今後は本事業以外の発注業務においても、再委託先から誓約書を入手する運用となるよう留意すべきであると考えられる。</p> | <p>令和4年度のうみのこ運航管理委託契約において、再委託先からの誓約書の提出を依頼した。また、今後再委託を行う契約案件があれば、提出を依頼していく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 特別支援教育課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|-------------------------------|--|---|
| <p>教育委員会事務局 (特別支援教育課)</p> | <p>(29) 施設整備事業 [調達方法の検討] (意見)</p> <p>スクールバスの調達方法について、経済合理性を考慮した検討の記録が残されておらず、不明瞭であった。 経済性の観点で購入するリース契約とするか調達方法の十分な検討を含め、取得から廃棄までの全費用を考慮した長期計画に基づく検討が必要である。</p> | <p>今後、スクールバスの調達方法の検討記録について、明瞭化を図ることとする。 また、経済性の観点も含め、どのような調達方法が適当であるか、長期的な視点に立ち、多面的に検討していく。</p> |
| | <p>(30) 特別支援学校教育振興事業 [入札業者の固定化] (意見)</p> <p>令和2年度の特別支援学校の運行管理業務委託の入札において、8校のうち6校が1者応札であり、競争性が働いていない状況である。 競争性を高める施策の検討や、プロポーザルへの変更の検討などが必要である。</p> | <p>競争性が改善されるよう、入札時期や実施方法等について検討していく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 保健体育課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|---------------------|--|---|
| 教育委員会事務局 (保健体育課) | <p>(31) 学校体育指導事業〔部活動指導員の設定の検証〕（意見）</p> <p>雇用上限の210時間は十分な時間ではないことが原因で、別途外部指導員として指導を依頼するなどの対応が発生していると考えられるため、26名の人数や上限時間数の210時間が十分な設定となっているかを確認することが望まれる。</p> | <p>令和4年度は前年度比9名増の35名配置予定である。今後、部活動の総活動時間の把握と210時間の部活動指導員の配置による部活動顧問の負担軽減状況を調査し、人数や時間の必要数について確認していく。</p> |
| | <p>(32) 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業〔予定価格の決定方法〕（指摘事項）</p> <p>当事業の入札において、複数業者からの見積りや過去の契約実績を参考に決定されているが、他の市町村の契約実績は予定価格の決定には反映されていない。</p> <p>また、教職員課の教職員健康診断に関する情報共有がなされていない。予定価格を決定する際には、教職員課をはじめできる限り広く情報収集をした上で適正に予定価格の決定を行われたい。</p> | <p>他の自治体や関連業者等からできる限り情報収集を行い、教職員課と情報共有を行うとともに、収集した情報をもとに予定価格の決定を行っていく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 保健体育課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-----------------------------|---|--|
| <p>教育委員会事務局 (保健体育課)</p> | <p>(33) 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業〔地域ブロック間での予定価格の相違〕（指摘事項）</p> <p>心電図は、滋賀県を5つのブロックに分けて各々予定単価を決めている。Dブロック以外は他の4ブロックと異なる価格となっており、その理由を確認したが実績を参考として設定したこと以外の明確な説明はなかった。</p> <p>予定価格設定の根拠となる積算をする際には、さらに精緻な積算となるよう、情報収集等に努める必要がある。</p> | <p>定められた期間内に確実に実施されるよう、業者の業務遂行能力も考慮し、5ブロックに分けて入札を行って業者を決定しており、予定価格の積算にあたっては、設定したブロック毎に、さらに精緻な積算となるよう、他の自治体や関連業者等から情報収集等を行っていく。</p> |
| | <p>(34) 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業〔教職員課との共同による事業実施〕（意見）</p> <p>教育委員会事務局では、これまで合わせて発注することは検討されてこなかったが、他の地方公共団体では併せて実施しているケースもあり、メリット、デメリットを整理し検討されたい。</p> | <p>教職員課との共同による事業実施について、今後、学校の実情等を調査することなどによりメリット、デメリットを整理し、実施の可能性について検討する。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 総合教育センター

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------------------|--|---|
| <p>学校以外の教育機関 (総合教育センター)</p> | <p>(35) 総合教育センターの運営に関する全般事項 [目標となる指標の選定] (意見)</p> <p>総合教育センターの運営における目標指標は、総合教育センターの運営協議会委員への質問の回答結果の平均値が前年度を上回ることでしているが、質問内容は抽象的なものが多く、総合教育センターの真の実力を評価することができず、長期的な成長につながらない。</p> <p>滋賀県基本構想の目標値として設定している、教員の指導力を図る指標を設定するなど、目標指標の設定を検討する必要がある。</p> | <p>総合教育センターの運営における目標指標については、令和4年度の総合教育センターの運営協議会の中で、教員の指導力を図る具体的な指標の選定について検討していく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 総合教育センター

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------------------|--|--|
| <p>学校以外の教育機関 (総合教育センター)</p> | <p>(36) 総合教育センターの運営に関する全般事項 [希望研修の受講者数] (意見)</p> <p>受講者が受講するかどうかを希望できる希望研修について48講座を開催しているが、このうち25講座の受講者数が10人未満となっていた。</p> <p>受講者数が少ない理由について詳細に分析し、今後同じ受講者数で推移しないように対策を検討することが必要である。</p> <p>全国学力・学習状況調査の結果からも教員が希望研修を受講すべき必要性は高いものであり、全国学力・学習状況調査の目標を達成するためにどれだけの人数を受講させるかといった計画を策定し、当該人数を目標指標とするなどの対応を図ることが望まれる。</p> | <p>令和2年度の希望研修は集合型研修であったため、新型コロナウイルス感染症の影響で受講者数が少なくなったことから、令和4年度からはオンライン研修（オンデマンド型研修または同時双方向型研修）を適宜実施することで、受講しやすい環境を整え、受講者数が減少しないように対策をしていく。</p> <p>希望研修の受講者数を増やすための計画については、文部科学省が法改正を進めている新たな研修の仕組み（教員免許更新制を廃止し、教育委員会が教員の研修履歴を記録し指導助言するもの）を踏まえながら、令和4年度から関係各課と連携し検討していく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 総合教育センター

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------------------|--|--|
| <p>学校以外の教育機関 (総合教育センター)</p> | <p>(37) 運営事業〔入札業者の固定化〕（意見）</p> <p>情報教育機器の賃貸借契約について平成17年7月から同一の業者(株式会社JECC)が継続的に契約しており、今回のリース契約(賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間)についても同業者の1者のみの応札となっており、入札業者が固定化されている事例が見受けられた。</p> <p>複数業者が入札に参加することで競争性が働くように、現状の仕様を再度分析し、入札業者の固定化されない施策を検討することが必要である。</p> | <p>今回の入札事務(令和6年度から令和7年度に実施)に向けて、ICT環境の変化に応じた研修・研究の実施に必要となる物品やシステムの在り方について調査を行うとともに、現状の仕様を再度分析し、専門性の高い分野について仕様を分けるなど発注単位の分割を検討していく。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------------------|--|---|
| 県立学校全般 ／学校徴収金会計 (教育総務課) | (38) 学校徴収金会計〔規程類の周知徹底〕(指摘事項) 県立学校の教職員が学校徴収金に関する規程類の存在を認識していなかった事例が散見された。教育委員会事務局は規程類の整備・通知だけではなく、研修や認識テストの実施など、教職員に対して周知徹底できる施策を検討することが必要である。 | 規程類については、これまでから年度当初に県立学校の事務長を参集する会議で周知を図ってきたところであるが、今回の監査指摘を踏まえ、昨年度末に各学校に対して、学校徴収金の適切な取扱いに係る通知を発出した。その中で各学校における教職員を対象とした研修の実施について改めて通知しているほか、今後は昨年7月に定めた「学校徴収金適正管理チェックリスト」による各学校の自主点検を定例化し、実施結果を県教育委員会へ報告するよう運用を改めている。今後も引き続き年度当初に校長や事務長を対象とした会議等で規定類の周知徹底を行うほか、「学校徴収金適正管理チェックリスト」による自主点検により、管理状況を把握することで、各学校の認識の定着と取扱いの適正を図っていく。 |
| | (39) 学校徴収金会計〔事務の正確性・効率性のための規程類の整備 → 正確性の検討〕(指摘事項) 要領やガイドライン等の規程類に明示されていないなど、記載内容だけでは県立学校の会計担当者が学校徴収金会計の業務手順を正確に把握できない事例が見受けられた。意図とした手順等と異なる記載内容を改める必要がある。 | 今回の監査指摘を踏まえ、昨年度末に各学校に対して、学校徴収金の適切な取扱いに係る通知を発出し、規程類に基づいた適切な取扱いについて、改めて周知を行った。あわせて、学校徴収金の取扱いの適正化に向け、学校現場の意見も踏まえ、現行規程類の見直しを検討していく。 |
| | (40) 学校徴収金会計〔事務の正確性・効率性のための規程類の整備 → 効率性の検討〕(意見) 現在の規定類では適正な管理のため、各会計別に預金通帳の作成を定めているが、銀行において大量の口座開設が断られる事例があった。ペーパーレスの促進や、働き方改革の観点から、インターネットを介した預金口座の開設やインターネットバンキングの活用等による効率化の検討が必要である。 | 監査意見を踏まえ、学校徴収金の取扱いの効率化に向けた現行規程類の見直しを検討していく。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------------------|---|--|
| 県立学校全般 ／学校徴収金会計 (教育総務課) | (41) 学校徴収金会計[事務の正確性・効率性のための 規程類の整備 → 規程間の整合性の確保] (意見) 教育委員会事務局は学校徴収金の取扱いについて 要領やガイドラインを整備しているが、いずれか一 方だけに記載された内容があるなど、ルール全体 を容易に把握することが困難な状況となっていた。 現場で適切な運用が図られるよう、規程類の内容を 精査し、見直すことが必要である。 | 監査意見を踏まえ、学校徴収金の取扱いの適正化に向けた現行規程類の見直しを検討 していく。 |
| | (42) 学校徴収金会計 [教育委員会事務局による学校 徴収金会計の積極的な把握] (指摘事項) 教育委員会事務局は県立学校の学校徴収金につい て、種類や金額、実際の管理状況などの実態を把握 していなかった。県立学校の学校徴収金の管理状況 を積極的に把握し、牽制効果を働かせることで、県 立学校の学校徴収金に関するずさんな管理を是正す ることが必要である。 | これまで規程類の周知を行うことにより、各学校において適切に管理されるよう図っ てきたところであるが、監査指摘を踏まえ、昨年7月に定めた「学校徴収金適正管理チ ェックリスト」による各県立学校の自主点検を定例化し、実施結果を県教育委員会へ報 告するよう運用を改めたところである。管理状況を把握し、報告を取りまとめて各学 校にフィードバックすることにより、適正管理を図っていく。 |
| | (43) 学校徴収金会計 [公費と学校徴収金の負担区分 の明確化] (意見) 学校徴収金ではなく公費で負担すべきと考えられる 支出が見受けられた。教育委員会事務局は県立学校 が「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の 負担区分について」の内容を順守するよう、指導す ることが必要である。 | 公費と学校徴収金の負担区分については、平成31年3月に定めた「県立学校の管理運 営・教育活動に必要な経費の負担区分について」を、毎年度当初に県立学校の事務長を 参集する会議にて周知を図ってきたところ。今後も機会をとらえ、適正な負担区分につ いて周知徹底を図っていく。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|--|--|---|
| 県立学校全般 ／学校徴収金会計 ／物品管理 (教育総務課) | (44) 学校徴収金会計[学校徴収金の金額水準の見直し] (意見) 学校徴収金について未払の生徒が卒業している事例があるなど、学校徴収金を払うことができない家庭が存在している事実が見受けられており、学校徴収金の金額が必要最低限の水準となっているか見直すことが必要である。また、半数以上の学校において学校徴収金の年度末残高が10百万円を超える状況であり、不正防止等の観点等から、精算手続きを年度内に実施するなど、繰越残高を僅少とすべきである。 | 各会計において予算編成を適切に行うことにより、学校徴収金の金額水準が過大となることを防ぐとともに、各学校が管理する学校徴収金残高の低減を図っていく。 |
| | (45) 物品管理 [所在不明の物品] (意見) 現物確認の対象物品72件のうち11件について、物品管理システムに物品として登録されているものの現物を確認できなかった。物品は県の財産であり、物品管理システムに登録した物品が所在不明であった場合、盗難等が生じた可能性は否定できず、適切に管理していたとは言えない状況である。また、11件のうち1件は重要物品であり、重要物品の所在が不明である点を認識できていなかった点は極めて問題である。教育委員会事務局の指導のもと、県立学校において適切な物品管理が行われ、所在不明の物品が発生しないようにする必要がある。 | 本県における物品の管理は、会計管理局所管の滋賀県物品・役務電子調達システムの物品管理サブシステム（通称：物品管理システム）により行うこととされており、全庁的に統一された物品管理のルールが既に存在している。 令和4年2月14日付けで、教育総務課長から各県立学校長あてに「物品管理の徹底について」、書面による指導を行ったところであるが、今後、計画的に全校に対する現地確認を行うなど、全庁的に統一された既存の物品管理のルールが適切に運用されるよう、教育委員会としても指導に努めたい。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-----------------------------|---|---|
| 県立学校全般 / 物品管理 (教育総務課) | (46) 物品管理 [使用見込みのない物品の取扱い] (意見) 現物を確認した物品72件のうち、14件について現在は使用されていない状態で保管されていた。県立学校においては、客観的に使用見込みのないと判断できる物品について、今後の使用見込みを教員等の物品の使用者に確認有効活用を検討したうえで、それでも使用見込みが無いと判断した物品について、滋賀県財務規則に基づき、不用の意思決定を行うとともに、処分手続を進める必要がある。教育委員会事務局は、県立学校において使用見込みのない物品が適切に処理されるよう、指導する必要がある。 | 本県における物品の管理は、会計管理局所管の滋賀県物品・役務電子調達システムの物品管理サブシステム（通称：物品管理システム）により行うこととされており、全庁的に統一された物品管理のルールが既に存在している。 令和4年2月14日付けで、教育総務課長から各県立学校長あてに「物品管理の徹底について」、書面による指導を行ったところであるが、今後、計画的に全校に対する現地確認を行うなど、全庁的に統一された既存の物品管理のルールが適切に運用されるよう、教育委員会としても指導に努めたい。 |
| | (47) 物品管理 [教育委員会事務局による適切な管理方法に対する指導] (意見) 県立学校の物品の管理について、不適切な事例が多数見受けられたが、そもそも教育委員会事務局の管理が不十分であったと言わざるを得ない状況である。教育委員会事務局の主導のもと、県立学校において物品を適切に管理する手順を示す等により、現状のずさんな管理を改善することが必要であり、各県立学校において既存の物品管理のルールが適切に運用されるよう教育委員会事務局が指導するとともに、例えば、各県立学校で物品管理において不備が生じないように管理するといったPDCAサイクルを適切に構築することが必要である。 | 本県における物品の管理は、会計管理局所管の滋賀県物品・役務電子調達システムの物品管理サブシステム（通称：物品管理システム）により行うこととされており、全庁的に統一された物品管理のルールが既に存在している。 令和4年2月14日付けで、教育総務課長から各県立学校長あてに「物品管理の徹底について」、書面による指導を行ったところであるが、今後、計画的に全校に対する現地確認を行うなど、まずは、全庁的に統一された既存の物品管理のルールが適切に運用されるよう、教育委員会としても指導に努めたい。 また、現地確認により得た学校現場の現況整理を行い、必要に応じて会計管理局とも協議を行いながら、より良い管理方法の構築に繋げたい。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|--|--|--|
| <p>県立学校全般 ／時間外労働申告 書の入力 (教職員課)</p> | <p>(48) 時間外労働申告書の入力 [適切な時間外労働申告書の入力について] (指摘事項)</p> <p>時間外労働申告書へ正確な時間が入力されていない、主な業務内容が入力されていない、管理職が時間外労働申告書の正確性を検証していないケースなどが見受けられた。</p> <p>教員の業務量の把握および働き方改革の一環として、管理職は教員の時間外労働時間を正確に把握することが求められている。そのうえで適切な対策を講じ、教員の業務負担の軽減・平準につなげるとともに、教員の健康管理のための面接指導などに活用することを目的としている。</p> <p>しかし、正確な時間外労働時間を把握できていないとなるとその前提が成立しなくなる。今後、教員への正確な入力を徹底指導するとともに、入力が不適切な教員に対しては管理職が適宜適切に指導する必要がある。</p> | <p>在校等時間の把握については、令和4年4月から統合型校務支援システムを導入し、校務用端末使用時間と各人から提出された時間外労働申告書の入力時間を照合する手法から、ICカード(タイムカード)を用いた手法に改めるとともに、時間外在校等時間の実績があるにも関わらず主な業務内容の入力がない場合は、管理職にデータの提出ができない仕様としたところ。</p> <p>また、校務用端末を適切にシャットダウン等するよう、各学校において指導を行った。</p> <p>在校等時間の把握は、法令上の義務であるだけでなく、業務量の管理や働き方改革の基礎となることから、管理職にあつては、所属教職員に対し、正確な入力を指導するとともに、在校等時間を適切に管理するよう、改めて周知徹底した。</p> <p>今後とも、運用状況を注視しながら、入力の負担軽減と正確性向上のために、随時、システムの改善も図ってまいりたい。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課・各県立学校

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|--|--|-----------------------------|
| <p>県立学校 ／時間外労働申告書 の入力 （守山中・高等学校 彦根翔西館高等学校 瀬田工業高等学校 草津東高等学校 安曇川高等学校 野洲養護学校）</p> | <p>(58・75・89・102・117・126) 時間外労働申告書の入力〔不正確な申告について〕（指摘事項）</p> <p>朝の7時30分より校務用端末はログインしているが時間外労働申告書には定時である8時20分からしか入力していないなど実態と乖離した入力となっていた。</p> <p>正確ではない数値の現状把握や当該数値を用いて検討した改善施策は何ら意味を持たず、時間外労働申告書を利用する関連業務全般が形骸化する恐れがあると言える。各人による正確な入力が必要ならば、教育委員会事務局が掲げる「月45時間以内（年間360時間以内）」および「月80時間を超える教員は0人」の数値目標を達成したとしても、何ら現場は変わらず、形式的なものになってしまう。</p> <p>校長および教育委員会事務局が現状の時間外労働時間の情報を正しく把握するためにも、各人が適切に入力する必要がある。</p> <p>(59・76・90・103・118) 時間外労働申告書の入力〔主な業務内容の入力について〕（指摘事項）</p> <p>時間外労働申告書の時間外在校等時間だけ入力されており、主な業務内容が入力されていなかった。もしくは不正確な業務内容が入力されていた。</p> <p>業務内容によって、時間外在校等時間を削減する効果的な施策は当然異なると考えられるため、内訳に関する情報も適切に入力することが必要である。各人が入力することが原則であるが、入力がない場合には管理職も適宜指導することが求められる。</p> | <p>(48) と同様</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教職員課・各県立学校

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|--|--|-----------------------------|
| <p>県立学校 ／時間外労働申告書 の<input data-bbox="129 438 376 470" type="text" value="入力"/> (守山中・高等学校 彦根翔西館高等学校 瀬田工業高等学校 草津東高等学校 安曇川高等学校)</p> | <p>(60・77・91・104・119) 時間外労働申告書の<input data-bbox="376 406 1008 438" type="text" value="入力"/> 〔校務用端末のシャットダウン等について〕 (指 摘事項) ※104については意見</p> <p>業務終了後に適切に校務用端末のシャットダウン または教育委員会事務局からの指示による再起動を 失念していた日が存在していた。そのため、時間外 労働申告書の時間が校務用端末使用時間を大幅に下 回っていた。</p> <p>県による校務用端末の使用時間による時間外在校 等時間の把握が正確に行えなくなる他、パスワード が設定されているとは言え、個人情報保護の観点か ら業務終了後は速やかに校務用端末のシャットダ ウン等を行うことが必要である。</p> <p>(61・78・92・105・120・127) 時間外労働申告書の 入力〔「時間外労働申告書」と校務用端末使用時 間の集計時間の照合について〕 (指摘事項) ※120については意見</p> <p>管理職において、時間外労働申告書と校務用端 末使用時間の集計時間の照合を実施していなかつ た。</p> <p>特に時間外労働申告書の時間が校務用端末使用 時間を下回っている場合には、実態と乖離した時 間数で申告されている可能性もあるため、時間外 労働申告書の妥当性検討のためにも、適切に照合 することが求められる。</p> | <p>(48) と同様</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 守山中学校・高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|------------------------------|--|--|
| <p>県立学校 (守山中学校・高等学校)</p> | <p>(49) 学校徴収金会計 [預金通帳の作成漏れ] (指摘事項)</p> <p>女子バスケットボール部会計および男子バドミントン部会計について通帳を作成していなかった。学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。また、学校長及び教育委員会事務局は預金通帳を作成する必要性および規程類の内容について周知徹底を図ることも必要である。</p> | <p>女子バスケットボール部会計および男子バドミントン部会計については、預金通帳を作成し、管理状況の改善を図った。また、第3学年会計(中学)の預金通帳は解約した。令和4年4月の職員会議において、全教員に対し、通帳の作成・解約の時期と必要性について説明を行った。今後は、学校徴収金を適切に管理するよう徹底していく。</p> |
| | <p>(50) 学校徴収金会計 [預金口座の解約] (指摘事項)</p> <p>第3学年会計(中学)について、令和2年度末をもって対象となっている生徒は卒業しており、学校徴収金の管理・運用は完了していたが、令和3年10月14日時点において預金通帳の口座解約がされていなかった。学校徴収金会計について、利用しなくなった預金通帳は利用しなくなった時点で解約することが必要である。</p> | |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 守山中学校・高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|----------------------|--|--|
| 県立学校 (守山中学校・高等学校) | (51) 学校徴収金会計〔決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致〕(指摘事項) PTA 会計および後援会会計、部活動の水泳部会計を除く 10 会計において、実際の入出金の都度、預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為ができておらず、一定の手持ちの学校徴収金があったことにより、決算書の繰越残高と預金通帳の残高が一致していなかった。学校徴収金会計において、収入・支出の際に預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為を徹底することで、学校徴収金を適切に管理することが必要である。 | 現在、校長・教頭の指導のもと、収入・支出の際に預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為の徹底を図り、決算書の繰越残高と預金通帳の残高が一致するよう取り組んでいる。 令和3年度の決算から、会計担当者が作成した決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経ることによって、決算書の繰越残高と預金通帳の残高の一致はもとより、学校徴収金の適切な管理・運用の担保を図っている。併せて、責任者、会計担当者以外の2名の教職員で会計監査を行う準備を進めており、監査結果は、保護者等に対して書面、またPTAや後援会の総会にて報告することとする。 |
| | (52) 学校徴収金会計〔決算書の審査〕(指摘事項) 18会計について実際は決算書の審査・承認がなされていないことが判明した。学校内で会計担当者が作成した決算書を副校長または教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経ることによって、学校徴収金の適切な管理・運用が担保されることとなる。学校徴収金について会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。 | |
| | (53) 学校徴収金会計〔会計監査〕(指摘事項) 17会計について、決算書の会計監査を受けていなかった。ガイドライン2. 適正な会計処理の方策(9)監査において、「監査は、責任者、会計担当者以外の2名以上で行うこととします。監査が終了したら、結果を会計決算書の最後に自署・押印します。監査結果は、保護者等または各団体の総会にて報告するようにしてください。」と規定されている。学校徴収金会計について、会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。 | |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 守山中学校・高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|------------------------------|--|---|
| <p>県立学校 (守山中学校・高等学校)</p> | <p>(54) 学校徴収金会計 [規程に基づかない運用] (指摘事項)</p> <p>部活動の会計について、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が多く見受けられ、必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式に基づく決算書が作成されておらず、決算書以外についても出納簿の様式違いや予算書および収入・支出何い書の未作成などの事例が散見された。学校徴収金会計の運用に際して、規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。</p> | <p>今回の監査指摘を受けて規程に基づかない取扱いを把握したものについては順次改善に取り組み、要領やガイドライン等の規程類に基づいた、適正な会計処理を行っていく。</p> |
| | <p>(55) 学校徴収金会計 [公費と学校徴収金の負担区分の明確化] (意見)</p> <p>学校徴収金会計の支出内容を確認したところ、学校徴収金ではなく公費で負担すべきと考えられる支出が見受けられた。しかし、本来は公費で負担すべきであれば、予算を確保できなかったことを理由に学校徴収金会計に支出を依頼すべきではない。学校徴収金を公費が足りない場合の予備財源のように取り扱う意識を改めなければならない。</p> | <p>公費で支出すべき経費について、「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担区分について」に基づき適正に取り扱うとともに、教育委員会事務局に対し、より丁寧な説明を行うなど適正な県予算確保に努めることとする。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 守山中学校・高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|----------------------|--|--|
| 県立学校 (守山中学校・高等学校) | (56) 学校徴収金会計〔徴収金以上の支出〕(意見) サッカー部において、平成27年10月にユニフォームを635千円で購入していたが、当時のサッカー部会計の残高では支払うことができなかったため、平成27年度中に支払っておらず、平成28年5月に翌年度に徴収した部費から支払っていた。今後は、施設等も含めて部費で支出すべき長期的な計画に基づき、十分な残高がない場合の支出を控えることが必要であり、学校徴収金会計において債務を残すようなことは防止しなければならない。なお、令和2年度において債務が残っていないことを学校が業者に確認している。 | 部活動の会計について、今後は、部費で支出すべき長期的な計画に基づき、十分な残高がない場合の支出を控えるよう徹底していく。 |
| | (57) 物品管理〔使用見込みのない物品の取扱い〕(指摘事項) 有効活用を検討し、使用見込みが無い物品については不用の意思決定および処分手続を進める必要がある。 | 対象物品の有効活用について検討し、不用決定を行った。今後は処分手続を進めていく。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 彦根翔西館高等学校

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|--|---|
| 県立学校 (彦根翔西館高等学校) | (62) 学校徴収金会計 [預金通帳の作成漏れ] (指摘事項) 通帳未作成の会計があるが、学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。 | 徴収した現金を適切に管理するため、会計別に預金通帳を作成し、適正な管理を行っていく。 |
| | (63) 学校徴収金会計 [決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致] (指摘事項) 部活動費において、決算書の繰越残高と預金通帳の残高が一致していなかった。学校徴収金会計においては、収入・支出の際に預金口座から引き出す、預け入れる行為を徹底し、適切に管理する必要がある。 | 学校徴収金を徴収した際に預金口座に入金し、入金した現金を使用する際にはその都度、預金口座から出金することとし、出納簿の収入・支出の金額と預金通帳の入出金額が一致するよう適切に管理することとする。 |
| | (64) 学校徴収金会計 [決算書の審査] (指摘事項) 部活動会計のほとんどにおいて決算書の審査・承認がなされていなかった。学校徴収金については会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。 | 決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経ることにより、学校徴収金について適切な管理・運用を図ることとする。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 彦根翔西館高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|---------------------|--|--|
| 県立学校 (彦根翔西館高等学校) | (65) 学校徴収金会計 [会計監査] (指摘事項) ほとんどの会計について、決算書の会計監査を受けていなかった。学校徴収金会計について、会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査を受けることが必要である。 | 決算書について、学校徴収金にかかる事務が適正に行われているか、不適切な決算書が作成されていないか、責任者、会計担当者以外の2名の教職員で監査を行い、監査結果は保護者等に対して書面、またPTAや後援会の総会にて報告することとする。 |
| | (66) 学校徴収金会計 [規程類に基づかない運用] (指摘事項) 部活動の会計について、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が多く見受けられた。学校徴収金会計の運用に際しては、規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。 | 部活動の会計について、作成する資料は、保管も含め規程類および様式を遵守していくこととする。 |
| | (67) 学校徴収金会計 [学校徴収金のマイナス残高] (意見) 適切な執行計画の策定のため予算書を作成し、当該予算に基づき支出することでマイナス残高となるような運用を改善することが望まれる。 | 単年度で赤字決算とならないよう会計担当者に周知徹底し、適正管理の運用を行っていくこととする。 |
| | (68) 学校徴収金会計 [学校徴収金の教員負担] (意見) 部会計について、部費を支払わなかった生徒がいたため、顧問の教員が部費を肩代わりする事例が見受けられた。部費については生徒からの未回収がなく、教員が肩代わりする必要の無い仕組みを学校全体で検討し、構築することが望まれる。 | 顧問の教員が部費を肩代わりすることのないよう周知徹底し、適正管理を行っていくこととする。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 彦根翔西館高等学校

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|---|---|
| 県立学校 (彦根翔西館高等学校) | (69) 学校徴収金会計 [公費と学校徴収金の負担区分の明確化] (意見) 「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担区分について」の内容を順守することが必要である。 | 「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担区分について」の内容を遵守していくこととする。 |
| | (70) 学校徴収金会計 [ロッカー会計] (指摘事項) ロッカーの使用料について、必要がない等の結論が出た場合は徴収を止めることが必要である。 | ロッカーの使用料については、徴収を取りやめることとする。 |
| | (71) 学校徴収金会計 [学校徴収金の金額水準の見直し] (意見) 不正防止の観点から学校徴収金の年度末の残高は限りなくゼロとすることが望ましい。 | 不正防止の観点から規程類を遵守し、年度末残高が最小限となるよう努めていく。 |
| | (72) 学校徴収金会計 [同窓会会計の取扱い] (意見) 明らかに教職員が管理する必要の無い学校徴収金会計であるため、同窓会に返還することが望ましい。 | 明らかに教職員が管理する必要のない学校徴収金会計については各団体に返還するよう、調整を図っていく。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 彦根翔西館高等学校

| 項 目 | 結 果 報 告 お よ び 意 見 | 左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等 |
|---------------------|--|---|
| 県立学校 (彦根翔西館高等学校) | (73) 物品管理 [使用見込みのない物品の取扱い] (指摘事項) 有効活用を検討し、使用見込みが無い物品については不用の意思決定および処分手続を進める必要がある。 | 使用見込みが無い物品について、不用決定を行った。今後、処分の手続を進める。 |
| | (74) 物品管理 [物品管理システムの一式登録] (意見) 物品を複数購入した場合、有機的に機能する最小単位を一式として登録し、別々に機能する物品が複数あるのであればそれぞれで登録することが望まれる。 | 複数の物品が一体として有機的に機能するような場合には一式として登録し、別々に機能する物品については別々に登録を行うこととする。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 瀬田工業高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|--------------------|--|---|
| 県立学校 (瀬田工業高等学校) | (79) 学校徴収金会計 [預金通帳の作成漏れ] (指摘事項) 8会計について通帳を作成していなかった。預金通帳を作成していなかった学校徴収金会計は、県の規則や通知等に反しているほか、徴収した現金を執務機の引き出しに保管するといった不適切な管理となっていたため、早急に是正することが重要である。学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。 | 預金通帳の未作成について指摘を受けた会計については、通帳を作成して管理するよう改善を図ったところ。今後は事業年度の終了時の決算書を作成し、会計監査についても規程に基づいた適切な対応を行う。また資料の保管や、ガイドラインで定める様式の使用等、要領やガイドライン等の規程類に基づいた管理を行う。 |
| | (80) 学校徴収金会計 [決算書の審査] (指摘事項) 決算の審査・承認がされていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。 | |
| | (81) 学校徴収金会計 [会計監査] (指摘事項) 決算書の会計監査を受けていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。 | |
| | (82) 学校徴収金会計 [規程類に基づかない運用] (指摘事項) 必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式が使用されていないなど、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が見受けられた。規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。 | |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 瀬田工業高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|--------------------|---|---|
| 県立学校 (瀬田工業高等学校) | (83) 学校徴収金会計[公費と学校徴収金の負担区分の明確化] (意見) 学校徴収金ではなく公費で負担すべきと考えられる支出が見受けられた。規程の内容を順守することが必要である。 | 学校運営・教育活動に要する経費については、「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担区分について」に基づき適正に取り扱うこととし、備品整備ならびに施設の修繕等、追加的に経費の支出が必要な場合は、関係各課と調整の上、必要な予算の獲得に努める。 |
| | (84) 学校徴収金会計[学校徴収金のマイナス残高] (意見) サッカー部会計について、令和2年度の残高がマイナスとなっていた。マイナス相当の金額を部活動の顧問が立て替えていることになるが、学校徴収金会計において立て替えは規程等で認められるものではない。適切な執行計画の策定のため予算書を作成し、当該予算に基づき支出することでマイナス残高となるような運用を改善することが望まれる。 | 単年度で赤字決算とならないよう、会計担当者に周知徹底し、適正管理を行っていくこととする。 |
| | (85) 学校徴収金会計[同窓会会計の取扱い] (意見) 学校の運営上必要ではない同窓会に関する学校徴収金会計を教職員が管理していた。教職員が管理すべきではないため、同窓会に返還することが望まれる。 | 明らかに教職員が管理する必要のない学校徴収金会計については各団体に返還するよう、調整を図っていく。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 瀬田工業高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|--------------------|--|---|
| 県立学校 (瀬田工業高等学校) | (86) 物品管理[所在不明の物品] (指摘事項) 物品管理システムに物品として登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、なおも所在不明の物品について処分手続きを進める必要がある。 | 再調査を行ったものの、なお所在が不明であったことから、処分手続きを進める。 |
| | (87) 物品管理[使用見込みのない物品の取扱い] (指摘事項) 有効活用を検討し、使用見込みが無い物品については不用の意思決定および処分手続きを進める必要がある。 | 使用見込みがない物品について有効活用を検討し、有効活用ができない物品については不用決定を行い、処分の手続きを進める。 |
| | (88) 物品管理[備品標示票の貼付] (指摘事項) 備品標示票 (シール) が貼付されていなかった。備品標示票を貼付するとともに、剥がれて記載内容が読めなくなったような場合は適宜張り替える必要がある。 | 備品標示票が貼付されていなかった備品2点について、1点は備品標示票を貼付し、もう1点は対象物品を更新したことに伴い処分の手続きを進める |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 草津東高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------|---|---|
| 県立学校 (草津東高等学校) | <p>(93) 学校徴収金会計[預金通帳の作成漏れ] (指摘事項)</p> <p>部費を徴収していた部活動のうち6会計について通帳を作成していなかった。預金通帳を作成していなかった学校徴収金会計は、県の規則や通知等に反しているほか、徴収した現金を執務機の引き出しに保管するといった不適切な管理となっていたため、早急に是正することが重要である。学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。</p> | <p>監査指摘を受けて、通帳を作成できていなかった会計については通帳を作成し、今後は規程に基づいた適正な管理を行っていく。</p> |
| | <p>(94) 学校徴収金会計[決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致] (指摘事項)</p> <p>入出金の都度、預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為ができておらず、一定の手持ちの学校徴収金がある結果、会計年度末における決算書の繰越残高と預金通帳の残高が不一致となっている会計があった。収入・支出の際に預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為を徹底することで、学校徴収金を適切に管理することが必要である。</p> | <p>収入・支出の際に預金口座に入出金することを徹底し、決算の繰越残高と通帳残高が一致するよう、適切に管理を行う。</p> |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 草津東高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------|--|---|
| 県立学校 (草津東高等学校) | (95) 学校徴収金会計[決算書の審査] (指摘事項) 決算の審査・承認がされていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。 | 各学校徴収金会計において適切な管理を図り、規程を遵守した運用となるようにする。 決算書の審査については教頭および事務長が審査し、校長が承認するよう、規程に基づいた運用に改める。 会計監査については、責任者、会計担当者以外の2名以上で行い、監査終了後は保護者等に対して書面、またPTAや後援会の総会等にて報告することとする。 |
| | (96) 学校徴収金会計[会計監査] (指摘事項) 決算書の会計監査を受けていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。 | |
| | (97) 学校徴収金会計[規程類に基づかない運用] (指摘事項) 必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式が使用されていないなど、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が見受けられた。規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。 | |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 草津東高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------|---|--|
| 県立学校 (草津東高等学校) | (98) 学校徴収金会計[学校徴収金のマイナス残高] (意見) 軽音楽部会計について、令和2年度の残高がマイナスとなっていた。マイナス相当の金額を部活動の顧問が立て替えていることになるが、学校徴収金会計において立て替えは規程等で認められるものではない。適切な執行計画の策定のため予算書を作成し、当該予算に基づき支出することでマイナス残高となるような運用を改善することが望まれる。 | 適切な執行計画に基づき、予算または収入の範囲内で部活動の運営を行う。また、必要最小限の予備費の予算計上について検討する。 |
| | (99) 学校徴収金会計[公費と学校徴収金の負担区分の明確化] (意見) 学校徴収金ではなく公費で負担すべきと考えられる支出が見受けられた。規程の内容を順守することが必要である。 | 規程を遵守した取扱いを行い、疑義が生じやすいものについては、支出時に私費負担の根拠(類型)を明示しておく。 |
| | (100) 学校徴収金会計[同窓会会計の取扱い] (意見) 学校の運営上必要ではない同窓会に関する学校徴収金会計を教職員が管理していた。教職員が管理すべきではないため、同窓会に返還することが望まれる。 | 同窓会会計については教職員が管理すべきではないため、同窓会による会計運用を依頼し、学校事務からは切り離すように努める。 |
| | (101) 物品管理[所在不明の物品] (指摘事項) 物品管理システムに物品として登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、なおも所在不明の物品について処分手続きを進める必要がある。 | 再調査を行ったものの、なお所在が不明であったことから、処分手続きを進める。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 安曇川高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------|---|---|
| 県立学校 (安曇川高等学校) | (106) 学校徴収金会計[決算書の審査] (指摘事項) 4会計について、決算書の審査・承認がなされていなかった。会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。 | 決算書の審査ができていなかった4会計においても、令和3年度分より教頭および事務長の審査を経て校長が承認することとする。 |
| | (107) 学校徴収金会計[会計監査] (指摘事項) 12会計について、決算書の会計監査を受けていなかった。会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。 | 決算書の会計監査を受けていなかった12会計においても、令和3年度分より会計監査を受けることとする。 |
| | (108) 学校徴収金会計[規程類に基づかない運用] (指摘事項) 必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式が使用されていないなど、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が見受けられた。規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。 | 部活動の会計について、令和4年度よりガイドラインに基づいた対応を図る。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 安曇川高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------|--|---|
| 県立学校 (安曇川高等学校) | (109) 学校徴収金会計[公費と学校徴収金の負担区分の明確化] (意見) 学校徴収金ではなく公費で負担すべきと考えられる支出が見受けられた。規程の内容を順守することが必要である。 | 「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担区分について」の内容を遵守して執行する。 |
| | (110) 学校徴収金会計[会計監査の実施時期] (意見) 決算書の決裁前に会計監査を受けた事例があった。決算書が完成してから会計監査を受ける必要がある点について周知徹底を図ることが望まれる。 | 決算書の審査および承認決裁の後に会計監査を受けるよう、周知徹底した。 |
| | (111) 学校徴収金会計[滞納管理] (意見) 学校徴収金未払いの生徒が卒業し、現在も未納となっている事例が見られた。未回収となった場合は本来の受益者以外の負担とならざるをえず、適切に支払っている生徒との公平性を害することになる。学校徴収金について、未納となることを解消するための手立てを検討することが望まれる。 | 学校徴収金の納付が遅れている者に対し、早期に納付計画等を相談する等、引き続き滞納管理に努める。 |
| | (112) 物品管理 [徴収金以上の支出] (意見) 野球部会計で、過去に室内練習場の修理を行った際に、代金を当時の残高で支払うことができず、顧問が自身の判断で立て替えたうえで、翌年度以降の部費から支払っており、現在も債務が残っていた。今後は適正な執行手順を踏むとともに、長期的な計画に基づいて支出を行い、教員による立替払いは防止する必要がある。 | 学校預かり金の執行の際には、校長の決裁と事務長の審査を行うことについて周知徹底を図り、適正な執行手順を踏むこととする。 また、部活動の会計で整備する施設にあつては、長期的な計画を立てて執行することとし、会計の残額を超える支出をしないようにする。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 安曇川高等学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|-------------------|--|---|
| 県立学校 (安曇川高等学校) | (113) 学校徴収金会計[同窓会(訪藤会)会計の取扱い](意見) 同窓会の会計は教職員が管理すべきでないため、同窓会に返還することが望まれる。 | 同窓会会計を同窓会に返還できないか、同窓会会長と協議する。 |
| | (114) 物品管理[所在不明の物品](指摘事項) 物品管理システムに物品として登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、なおも所在不明の物品について処分手続きを進める必要がある。 | 所在不明の物品について調査をしたが、なおも所在不明であるため、処分手続きを進める。 |
| | (115) 物品管理[使用見込みのない物品の取扱い](指摘事項) 有効活用を検討し、使用見込みが無い物品については不用の意思決定および処分手続きを進める必要がある。 | 使用見込みのない物品については、他校や他部局における利活用が図れないかを確認し、有効活用ができないものについては、処分手続きを進める。 |
| | (116) 物品管理 [物品管理システムの一式登録](意見) 同じ物品を複数購入した場合、有機的に機能する最小単位を一式として登録し、別々に機能する物品が複数ある場合はそれぞれで登録することが望まれる。 | 今後は、複数の物品が一体として有機的に機能するような場合には一式として登録し、別々に機能する物品については別々に登録を行うこととする。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 野洲養護学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|------------------|---|--|
| 県立学校 (野洲養護学校) | (121) 学校徴収金会計〔会計監査の実施主体〕（指摘事項） 学校徴収金会計の決算書について、会計監査を全件実施していたが、実施主体が校長または事務長となっていた。監査は決算書の作成主体とは別の第三者が実施することで、決算書の適正性を客観的に確認する必要があり、適切な実施主体を選定するとともに、会計監査を適切に受けることが必要である。 | 会計監査の実施主体が校長または事務長となっていたものであるが、適切な会計監査となるよう、会計監査については、責任者、会計担当者以外の2名の第三者（PTA役員等）を実施主体として選定していくこととする。 |
| | (122) 学校徴収金会計〔公費と学校徴収金の負担区分の明瞭化〕（意見） 学校徴収金ではなく公費で負担すべきと考えられる支出が見受けられた。規程の内容を順守することが必要である。 | 今後は、「県立学校の管理運営・教育活動に必要な負担区分について」の内容を遵守し、負担区分を明瞭化していくこととする。 |
| | (123) 物品管理〔所在不明の物品〕（指摘事項） 物品管理システムに物品として登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、なおも所在不明の物品について処分手続きを進める必要がある。 | 再調査を行ったものの、なお所在が不明であったことから、処分手続きを進める。 |
| | (124) 物品管理〔物品管理システムの登録内容〕（指摘事項） リース契約満了により無償で取得した「大型改造バス（車いす席付）」の取得金額が0円となっていたり、別の「大型改造バス」ではナンバープレートの番号が漏れていたことから、物品管理システムへの登録の際に、物品の適切な情報を入力する必要がある。 | 適切な取得金額および車両ナンバーを物品管理システムに入力し直す修正手続きを進める。 |

令和3年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 野洲養護学校

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対する基本的な考え方等 |
|------------------|---|--|
| 県立学校 (野洲養護学校) | (125) 物品管理 [ICT機器の管理] (意見) 令和3年3月に取得されたiPad270台のうち約85%が未使用の状態であった。教育委員会として、ICT機器の活用方法の確立が望まれる。 | 本校として、ICTを活用した個別最適化された学びを実現することが必要と考えており、活用に向けた取組を推進しているところである。今年度からICT活用検討委員会を立ち上げ、児童生徒の課題や障害の状況等に応じた組織的な活用と教員の指導力向上に向けて取り組んでいる。 |
| | (128) 寄宿舎 [寄宿舎指導員数について] (意見) 令和3年度の野洲養護学校において、寄宿舎を利用している生徒1名に対して、寄宿舎指導員が8名配置されており、職員が過剰に配置されている印象を得た。 法令等を参考にした配置を行った結果であり、県の基準として8名の寄宿舎指導員を最低限配置するとのことであったが、寄宿舎を利用している生徒は、特別支援学校に日中は通学しており、寄宿舎にいないことから、8名の寄宿舎指導員に業務が発生しない場合も多々あるものと考えられ、往査した際にも8名の寄宿舎指導員は忙しくは無いように見受けられた。8名の寄宿舎指導員について実施している業務内容を確認することにより、業務が発生しない時間については特別支援学校の業務を手伝うなどにより、学校事務や教員の超過労働時間を削減し、効率化を図ることが望まれる。 | 現在、寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童生徒の日常生活上の世話および生活指導に加え、①生徒の昼食時に、給食の配膳や食事の介助、後片付け②昼休み時間帯に、児童生徒の見守り③放課後に、児童生徒が放課後デイサービスに向かうための事業所の送迎車(約50台)の交通整理などに従事しているところ。 引き続き、業務の実状・実態を踏まえて、学校全体の業務が円滑に進むよう検討してまいりたい。 |